

# 「特別の教科 道徳」と道徳教科書—何が問題か

石山 久男

## 1. 「道徳」の教科化で何が変わるか

- ・文科省検定済の「道徳」教科書の使用が強制される
- ・子どもの「道徳性の成長」が評価される

## 2. 「特別の教科 道徳」の学習指導要領の内容（徳目）とその問題点

	小学校	中学校
A. 自分自身に 関すること	善悪の判断・自律・自由と責任 正直・誠実 節度・節制 個性の伸長 希望と勇気・努力と強い意志 真理の探究	自主・自律・自由と責任 節度・節制 向上心・個性の伸長 希望と勇気・克己と強い意志 真理の探究と創造
B. 人との関わ りに関すること	親切・思いやり 感謝 礼儀 友情・信 頼 相互理解・寛容	思いやり・感謝 礼儀 友情・信頼 相互理 解・寛容
C. 集団や社会 との関わりに関 すること	規則の尊重 公正・公平・社会正義 勤 労・公共の精神 家族愛・家庭生活の充 実 よりよい学校生活・集団生活の充実 伝統と文化の尊重・国や郷土を愛する態 度 国際理解・国際親善	遵法精神・公徳心 公正・公平・社会正義 社会参画・公共の精神 勤労 家族愛・家庭 生活の充実 よりよい学校生活・集団生活 の充実 郷土の伝統と文化の尊重・郷土を 愛する態度 我が国の伝統と文化の尊重・ 国を愛する態度 国際理解・国際貢献
D. 生命や自然、 崇高なものとの関 わりに関すること	生命の尊さ 自然愛護 感動・畏敬の念 よりよく生きる喜び	生命の尊さ 自然愛護 感動・畏敬の念 よりよく生きる喜び

「道徳」の内容で「集団や社会との関わりに関すること」が位置づけられているが、それが規則の尊重、遵法精神からはじまっていることに示されているように、規則やきまりをすでに完成し与えられたもの、守るべき自明のものとしてとらえさせ、その規則がなぜできたのか、なぜ必要なのか、どのようにしてできたものなのかを一切問わない。与えられたきまりに自分を従わせることだけが強調されている。

「集団や社会との関わり」について学ぶとすれば、そこで本来もっとも大切なはずの平和、人権、民主主義など人類の今日の到達点としての普遍的な価値観、共通認識が内容のなかにはまったく出てこない。逆に、公共の精神（公共への奉仕）、伝統と文化の尊重、国を愛する態度、国際貢献など、現政府の特定の考え方や価値観が強調されている。「道徳」の学習指導要領は、今の世界の現状と将来展望を正しく反映したものにはなっていない。ある方向性をもつ偏った考え方を強調し、教え込もうとしている。

そうなるのは「道徳」が他の教科と違ってその基礎となるべき学問がなく、学問的根拠にもとづくものになっていないから。

そういう学問的根拠のない学習指導要領が、「道徳」の教科書作成の基準となりそれが教科書検定を通して教科書の内容を統制することになり、その結果として「道徳」の授業をしばるものになっているところが大きな問題。その結果、科学的根拠のない教材で教科書がつくられ、文科省が根拠のとぼしい検定を行っている。道徳が教科になったため、今までと違ってそんな教科書を使うことが強制されることが大きな問題。

## 3. 「道徳」の教科書の中身と「道徳」の授業で心配なこと

### 1) 科学的事実に基づかない教科書

- ・学習指導要領の内容Cは、規則の尊重、遵法精神からはじまっているが、主権在民の社会では、規則も法律もその必要性・正当性について議論をつくし国民の意見を集約して決めるのが原則のはず。教科書でもその大事な前提にはふれず、法や規則の是非を問わずに、ただそれを守ることを強調する教科書になっている。
- ・権利と義務の扱いでは両者を天秤にかける考え方。近代民主主義、立憲主義は権利保障から出発した。他

者への義務は他者の権利の平等な保障のため、国家への義務は国家が国民の権利保障のために働く限りにおいて生ずるもの。（あかつき5年・法やきまりはだれのもの）

- ・自然科学で明らかにされている事実にもとづかない教材も多々ある。「かぼちゃのつる」が太陽を求めてつるを伸ばしていくのをわがままととらえさせる話（教出1年ほか全社）、木の中を水が音をたてて地面から吸い上げられる事実はないのに、木の幹に耳をあてて音を聞く話（教出1年・たのしかったハイキング）など。
- ・平和・人権にかかわる教材を努力して入れた教科書もあるが、その分量は僅か。これでは今の世界についての正確な知識にもとづいて生き方を考えることはできない。
- ・結局、社会科・理科など他教科の学習と食い違うことになる。

## 2)子どもの心にある考え方を押しつけ、しばる

- ・家族でも、学校でも、自分が属する集団が好きになって、そのために奉仕せよという教材が並ぶ。

家庭生活の徳目で出てくる家族は三世代揃って父が働き母は家にいるという家族ばかり（東書5年・お父さんのおべんとう）など。また「学校大好き」になれという教材が並ぶ（光文2年・学校大すき）。家庭や学校で現実におこっている問題には目を向けず、現状のまま、それを好きになれ、奉仕せよという考え方を強調。

- ・自分自身の問題という学習指導要領の大項目に関してみると、「努力と強い意志」という徳目では、松下（教出6年）、ホンダ（学図3年）、トヨタ（教出5年）、ブリヂストン（教出6年）など大企業の創業者や、オリエンピックで活躍した選手（学図5年）などの成功物語が多用されている。とにかくがんばれという精神を強調。

・「礼儀」では型にはまつしぐさを教え込む。（教出2年・れいぎ正しいあいさつ／同6年・礼ぎ作法と茶道／学図6年・人間をつくる道—剣道）

- ・日本の伝統と文化はすばらしいこと（光文1年・もみじがり／東書4年・ふろしき／）、国を愛する心を随所で強調。何かについて「国」を強調（教出5年・下町ボブスレー／あかつき5年・日本のよさを知って／同・明日をひらく橋—西岡京治）。国旗・国歌をとりあげることも多い（教出2年・大切な国旗と国歌／学図4年・ふるさとを思う莊川桜 など）。パン屋を和菓子屋に変えたり、アスレチックのある公園を和楽器店に変えたりした検定も。

## 3)学習指導要領の徳目を徹底させるしかけ

・文科省は検定で教科書の各章が学習指導要領のどの徳目と関係するのかを1年生の教科書も含め全部書き込ませた。疑う余地のない真実として徳目が示され、子どもは教科書にのせられた教材を自由に読みとり考えることはできず、指定された徳目にあわせて読みとり考えさせられることになる。

・ここで2020年から実施される新学習指導要領に盛り込まれた授業方法の規制が「道徳」でも生きてくる。新学習指導要領では国家と企業にとって予測困難な未来だから、それをのりきるために、「一人一人」の自己責任で、「主体的」に、「他者と協働」し、グローバル大企業のために「新たな価値」（=利益）を生み出す「資質・能力」をもつ人材を育てることを要求している。

その「育成すべき資質・能力」を育てるために教科・道徳などすべての学校教育で「主体的・対話的で深い学び（中教審答申では「アクティブ・ラーニング」）」と称する授業方法を重視する。

そのことにかかわって文科省は、教科「道徳」について「考え方議論する道徳」と位置づけた。それを具体化するために、文科省は教科書検定で、各章ごとに必ず、話し合ったり考えたり、考えたことを書いたりするための問い合わせられた。子どもは評価もされるので、問い合わせたり感想を書いたりするときには、指定された徳目の枠のなかで考えたり書いたりするほかない。今年検定合格した8社の小学校道徳教科書のなかには、子どもが記入するページを集めて1学年40～70ページの分冊にした教科書も3社ある。

各学年で同じものが繰り返し出てくる決められた徳目について「正解」とされる答をうまく出すスキルを身に付けさせるだけ。

こうして無理やりある方向づけのもとで考えさせ書かせ続け、それを毎週何年も続けていたら、子どもの考え方は型枠のなかにはめこまれてしまうのではないか。そうなれば自主的な判断力など育つはずがない。子どもの心が本音と建前に分裂させられることも心配。

結局、現実離れし、子どもの生活実態からも遊離した教材で、しかも子どもたちがあたかも自分で考えているような仕掛けまでつくって、学習指導要領が定めた徳目を押しつける形になっている。

#### 4. 教育出版教科書の成り立ちと問題点（教科書ネット「談話」・資料より）

第一に、教育出版の教科書には、次のような点で、他社と異なる異様な内容が含まれています。

1,2年生で扱っている「国旗・国歌」が他社と比べても異常に大きく偏った取り上げ方をしています。「君が代」の歌詞の説明が「日本の平和が長く続くようにとの願いだ」と虚偽の説明をし、君が代斎唱時の起立・礼の行動まで写真入りで指示しています。オリンピック・パラリンピックで使われる旗や歌は選手団の旗・歌（オリンピック憲章）なのに、これを意図的に混同して「国旗・国歌」と記述しています。

- ① 5年生の教材「下町ボブスレー」で安倍首相の写真をあえて載せ、5年生の「一人はみんなのために・・」で元ラグビー選手を扱った教材で東大阪市の野田市長の写真も載せています。どちらも掲載する必然性のない写真です。安倍首相は「育鵬社版がベストだ」といつて採択を支援し、東大阪市長は育鵬社教科書を採択しています。このような形での現役政治家の教科書掲載は、「義務教育諸学校教科用図書検定基準」の「第2章 教科共通の条件」の2の「(8) 特定の個人、団体などについて、その活動に対する政治的又は宗教的な援助や助長となるおそれのあるところはなく、また、その権利や利益を侵害するおそれのあるところはないこと」に明白に違反し、教育の政治的中立を侵す重大な問題です。
- ② 教育出版だけが、道徳のお手本にするべきとして紹介する人物に、経済界での成功者を多く掲載しています。豊田喜一郎、松下幸之助、本田宗一郎、山葉寅楠などです。これまで社会科や国語・理科などの教科書では、上記検定基準の「(7) 特定の営利企業、商品などの宣伝や非難になる恐れのあるところはないこと」を根拠に、特定企業名の掲載は必ず検定で禁止されてきました（例外は育鵬社公民教科書）。それと矛盾するものであり、検定の恣意性の結果です。
- ③ 「正しいあいさつのしかた」を小学校1年、2年と続けて指示しています。子どもたちの行為、行動を型にはめる規制・強制が至る所に強く出ています。また、「どれが正しいおじぎのしかたか」など、戦前の修身と同じようなおじぎをさせる「しつけ」・「礼儀」の教材が多く取り入れられています。育鵬社教科書を2011年から採択している武蔵村山市には後述する貝塚茂樹氏が道徳教育の指導に入り、「德育科」を設けて「しつけ」や「礼法」を実施していますが、その内容が教科書に盛り込まれています。

第二に、育鵬社の中学校社会科教科書をつくり採択活動を行ってきた日本教育再生機構（「再生機構」、八木秀次理事長）の道徳教育の中心メンバーが教育出版の監修・編集執筆者に名を連ねているのです。それはまず、監修者の貝塚茂樹氏（武蔵野大学教授）と柳沼良太氏（岐阜大学大学院准教授）です。貝塚氏は「再生機構」がつくって育鵬社から出版した道徳教科書のパイロット版『13歳からの道徳教科書』の中心的な編著者です。『13歳からの道徳教科書』は、安倍首相が「これぞ理想の道徳教科書」と絶賛しています。貝塚氏は下村博文文科相（当時）が、13年に道徳の教科化に向けて設置した道徳教育の充実に関する懇談会の中心的なメンバーで、「再生機構」の理事、日本会議の関係者でもあります。柳沼氏は、貝塚氏とともに小学校道徳教科書のパイロット版『はじめての道徳教科書』（育鵬社）の編著者を務めた物です。この二人と八木秀次氏が、「再生機構」の機関誌『教育再生』（2013年12月号）で道徳教育とその教科化を推進する鼎談をしています。

この二人以外にも、育鵬社発行の『学校で学びたい日本の偉人』の著者の一人である木原一彰氏（鳥取市立世紀小学校教諭）や武蔵村山市立第八小学校・校長牧一彦氏、主任教諭・小山直之氏、同嶺井勇哉氏の計3人も教育出版道徳教科書の著者に入っています。武蔵村山市には貝塚氏が道徳教育の指導にはいっています。武蔵村山市は人口約72,300人で、小学校7校、中学校3校、小中一貫校3校の小さな都市です。同じ小学校の教員3名が著者に入るとは異例なことです。

第三に、小学校道徳教科書採択で、安倍晋三首相に近い赤池誠章参議院議員による教育出版の採択を支援・推進する動きが表面化しています。赤池氏は、第2次安倍政権と第3次安倍政権で文部科学政務官を務め、現在は参議院自民党の文教科学委員会委員長です。

今年の道徳教科書採択に当たって、赤池氏は各社道徳教科書には、愛国心にそった教材がほとんどないと批判し、そのなかで唯一教育出版だけが及第点だとして、自分がつくった教科書の採点表では、教育出版に他社本の倍以上の評価点をつけました。そして教科書展示会へ参加し意見を書くよう呼びかけています。

赤池氏は、日本会議国會議員懇談会（「日本会議議連」）の事務局次長で、日本の前途と歴史教育を考える議員の会（「教科書議連」）、安倍首相が会長の神道政治連盟国會議員懇談会、みんなで靖国神社に参拝す

る国会議員の会、安倍首相が会長の創生「日本」、新憲法制定議員同盟、日教組問題を究明し、教育正常化実現に向け教育現場の実態を把握する議員の会、などの右翼議連に所属し、米「ワシントンポスト」への「慰安婦」否定の意見広告や南京大虐殺を否定する映画「南京の真実」に賛同した議員です。その意味で、札付きの極右議員であり、安倍首相や稻田朋美防衛相とも非常に近い人物です。

なお「再生機構」は育鵬社版の道徳教科書を発行するとしてパイロット版まで出版していました。それなのに小学校教科書の検定申請をしなかったのは、中心の編著者が教育出版の教科書の著者になったので、育鵬社で発行するよりも、教育出版の方がより採択される確率がより高く、自分たちの道徳教育の考えを学校現場に広く持ち込めると考えて、小学校教科書の発行をやめたのではないかと推測されます。今年は中学校道徳教科書の検定が行われています。中学校でもおそらく貝塚氏らが教育出版の中心の監修・編著者になっていると思われる所以、中学校も育鵬社が検定申請したか否か疑わしいと思われます。

#### 採択の結果 全国 583 地区中の採択地区数及び地区数の比率

東京書籍	138 地区(23.7%)	日本文教出版	134 地区(23.0%)	学研みらい	91 地区(15.6%)
光村図書	83 地区(14.2%)	光文書院	68 地区(11.7%)	教育出版	34 地区( 5.8%)
廣済堂あかつき	18 地区( 3.1%)	学校図書	17 地区( 2.9%)		

## 5. 「道徳」の評価とその問題点

### 1) 評価についての文科省「通知」

- 文科省は 2016 年 7 月 29 日に初中教育局長名で「通知」を発出した。 83 地区その要点は次の通り。
- ・個々の内容項目ごとに評価するのではなく、大きくりなまとまりを踏まえた評価とする。観点別評価もない。
  - ・他の児童生徒との比較による評価ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に認め励ます個人内評価として記述式で行う
  - ・評価に当たっては、児童生徒がより多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分との関わりの中で深めているかといった点を重視し、児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子に関し、とくに顕著な具体的状況について記述による評価を行う。数値による評価はしない。
  - ・評価に当たっては、発言や会話、作文・感想文・ノートなどを通じて見取る。
  - ・指導要録の中に「特別の教科 道徳」の欄を設け、学年ごとのくくりで「学習状況及び道徳性に係る成長の様子」を記述する。
  - ・しかし調査書には記載せず、入学者選抜の合否判定に活用することのないようにする。

### 2) 「道徳」の評価の問題点

ここでは道徳の評価に関する批判に一定程度配慮したともみられるが、それでも子どもの行動や態度、そのなかでの「成長ぶり」を見取り、評価し、記述することには変わりはなく、評価される基準も明瞭ではないなかで、子どもがよい評価を得るために緊張を強いられることになることは否めない。それが子どもの眞の成長発達にどんな影響をおよぼすことになるかが危惧される。

評価を行うためには、パフォーマンス評価（論述、レポート作成、発表、グループでの話し合い、作品の制作など）を取り入れるとしている。年間を通してパフォーマンス評価を行うことは子ども・教員どちらにとっても困難であり、そのなかで学習状況や道徳性の成長を見取り記述することも困難。

## 6. 幼稚園・保育園・高校でも道徳教育と愛国心教育

### 幼稚園教育要領 (2017 年 4 月改訂)

#### 2 章 ねらい及び内容 環境

2. 内容(6)日常生活の中で、我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむ
  - (12) 幼稚園内外の行事において国旗に親しむ。
3. 内容の取扱い(4)文化や伝統に親しむ際には、正月や節句など我が国の伝統的な行事、国歌、唱歌、わらべうたや我が国の伝統的な遊びに親しんだり、異なる文化に触れる活動に親しんだりすることを通じて、社会とのつながりの意識や国際理解の意識の芽生えなどが養われるようすること。

## 7. 「特別の教科 道徳」を設置したねらい

- (1) 制度的に文科省検定教科書の使用義務もなく、教材を自由に選ぶことができる建前になっている現行制度では、政府が考える徳目の徹底ができない。
- (2) 文科省検定教科書の使用を強制することで、「道徳」の授業内容・方法にしばりをかけ、政府が考える徳目をすべての子どもたちに徹底して刷り込む。
- (3) その目的は、国家と企業に従順に従い、進んで国家と企業のためにつくし国家と企業に役立つ人材を育てること。そのことは新学習指導要領全体が目的としていることと一致する。「道徳」は新学習指導要領の要。
- (4) そのことは、教育の目的を個人の「人格の完成」=個人の成長発達から国家と企業に役立つ「人材育成」に転換することを意味する。
- (5) それは平和・民主国家をめざした日本国憲法のもとでの戦後教育の原則を大転換するものであると同時に、人権と平和を至高の価値とした戦後世界で国際条約や宣言の形で示された教育に関する大原則を根本的に否定するものでもある。\*
- (6) それは教育の主権者を地域の市民とし、教育の政治権力からの独立と地方自治の原則を否定し、戦前同様に国家教育権を復活させるものもある。

\* 1947年教育基本法（下線部は2006年教育基本法にも残されている）

第1条 教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

世界人権宣言（1948年国連総会採択）

第26条 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

国際人権規約 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（1966年国連総会採択、日本の批准

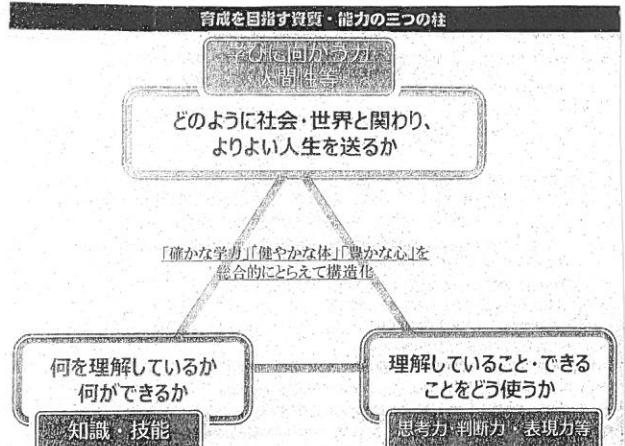
1979年、ただし中等・高等教育の漸進的無償化については留保、2012年に留保撤回）

学習権宣言（1985年、ユネスコ国際成人教育会議）

子どもの権利条約（1989年国連総会採択、日本の批准 1994年）

第29条 1 締約国は、子どもの教育が次のことを指向すべきことに同意する。

- a) 子どもの人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。  
b) 人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること。（以下略）



## 8. 安倍政権の教育政策の全体像と「道徳」の教科化

基本目的 二本柱「戦争する国」「企業がもっとも活動しやすい国」

### A. 教育内容統制

#### ①「道徳」の教科化

- 2002.4. 道徳教育の強化をねらい、文科省著作発行の『心のノート』を小中学生全員に配布（小泉内閣）  
2010. 民主党政権のもと『心のノート』配布を中止  
12.10. 教育再生実行本部が「道徳」教科化の方針決める  
13.2. 第2次安倍内閣のもとで教育再生実行会議第1次提言「いじめ対策」→「道徳」教科化  
13.4. 文科省『心のノート』配布復活

- 14.4. 『心のノート』を改訂した『私たちの道徳』を小中学生全員に配布  
 14.10 中教審答申、18年度から「道徳」教科化本格実施  
 15.3. 「道徳」教科化を定める学習指導要領改定を告示  
 15.7. 「道徳」学習指導要領解説および道徳教科書検定基準を文科省が発表  
 17. 小学校教科書検定合格、採択 → 18.4 「特別の教科 道徳」授業開始  
 18. 中学校教科書検定合格、採択 → 19.4. 中学校で「特別の教科 道徳」授業開始  
 ②教科書制度の改革→14.1～教科書検定基準、検定審査要項、学習指導要領解説の改定  
 15.7. 全教科の検定規則・検定審査要項改訂  
 14～16年 小中高校検定結果公表 育鵬社版採択推進  
 15年末～ 検定中白表紙本閲覧問題→16.3 文科省「採択の公正確保」通知  
 ③教育課程改訂→14.11. 文科大臣が中教審に諮問、15.5. 高校新科目素案、  
 15.8 教育課程企画特別部会「論点整理」、16.8. 中教審「審議のまとめ」  
 16.12. 中教審答申 17.1. 新学習指導要領案発表 17.3. 告示  
 13.10. 「高校教育、大学教育、大学入学者選抜」実行会議提言→14.12. 中教審答申  
 ④18歳選挙権に関して高校生の政治教育と政治活動について→15.7. 自民党文部科学部会、高校生の政治活動抑制方針決める、15.10. 文科省新通知、Q&A通知、  
 総務省と共同して有権者教育の副読本と教師用指導資料発行、全高校生に配布
- B. 大企業のための効率的人材育成**
- ①学制改革 競争と効率の教育 大学改革→13.5. 実行会議第3次提言「これからの大学教育」、13.10. 同第4次提言「高大接続・大学入学者選抜の在り方」、14.7. 同第5次提言「今後の学制等の在り方について」、  
 15.6. 学校教育法改定、小中一貫校(「義務教育学校」)制度化  
 ②教育のあり方の全面的な改変→15.3. 実行会議第六次提言「学び続ける社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方」、15.12. 同趣旨の中教審答申(学校と地域の連携、コミュニティースクールなど)、  
 15.11. 実行会議の有識者構成員の大幅交代 「今後の検討課題」=情報化時代に求められる「多様な個性が長所として肯定され活かされる教育」への転換  
 15.7. 同第8次提言「教育立国実現のための教育投資・教育財源の在り方について」  
 16.5.20. 同第9次提言「全ての子供たちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育へ」  
 (障害ある子供、不登校の子供、学力差に応じた教育、特に優れた能力を更に伸ばす教育、日本語能力が十分でない子供、家庭の経済状況に左右されない教育機会の保障)
- C. 教育行政と教職員統制**
- ①教育委員会制度改革→13.4. 実行会議第2次提言、14.6. 地方教育行政法改定、15.4. 施行  
 ②大学統制→13.5. 実行会議第3次提言、14.6. 学校教育法・国立大学法人法改定(教授会の権限剥奪、理事長・学長権限の強化)、15.4. 文科大臣 国立大学での「日の丸・君が代」強制、安倍首相「国立大学経営力戦略」策定を表明、15.6. 文系切り捨てなど大学改革を文科省通知 17. 教員養成課程での授業を新学習指導要領にもとづき行うよう促す  
 ③教職員統制→14.7. 実行会議第5次提言「今後の学制等の在り方について」、15.5. 実行会議第7次提言「これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、教師の在り方について」教員採用試験を国・自治体の共同化(自民党実行本部は教員免許を国家免許にと提案)、15.12. 「教員の資質能力の向上」(教員の養成、採用、研修の改革)について中教審答申  
 15.7. 18歳選挙権を理由に教員の政治活動に罰則、教職員組合に収支報告義務付けなど自民党文部科学部会が決める  
 ④学校・家庭・地域の役割分担→16.10. 教育再生実行会議が審議開始

## 9. 「特別の教科 道徳」にどう立ち向かうか

### (1) 「道徳」の本来の意味はなにかを考える

道徳というと、悪いことはしない、親や先生のいうことを聞く、いじめをしない、きまりを守る、みんな

仲良く、などを思い浮かべる人が多い。でも道徳というのは、そういうごく身近な世界での生き方だけの問題ではなく、もっと大きな世界の中での生き方の問題。

なぜなら、人間は基本的には一人で生きることはできないという生活のしかたをつくってきたので、さまざまな他人、さまざまな集団、地域社会、日本社会、世界など広い範囲の人や出来事とかかわりながら、それらの人びとや社会とのどういう関係をつくって生きていくのかということを、一人ひとりが考え、自分なりの生き方・考え方をつくっていくことがとても大事。道徳という言葉でいわれていることの本当の意味は、自分と自分をとりまく多様で広範囲な他者との関係をどうつくっていくかという生き方の問題。

そういう生き方の問題だと考えると、当然、人によって生き方・考え方は違う。違うだけでなく対立する場合もある。それは各人の内心の問題であり、しかも正解をはっきり決めるとは難しいから、ある特定の生き方・考え方を強制すること、とりわけ権力者が強制することはできないということが大前提。

けれども生き方・考え方をより間違いないものにしていくためには学ぶことが必要。学校では、クラスなど様々な集団のなかでいろんな問題にぶつかりながら生き方を考え続けることも大事。同時に、自分の生き方というのは広い世界の問題ともつながっているから、いまの社会や世界の成り立ちや仕組みについて学ぶことも大事。たとえば原発事故のようなことを繰り返さないために自分はどうしたらいいのかを考えるとしたら、自然科学についての学習も必要になる。学校での生活体験と、社会や自然についての科学的な学びを通して、今日の世界の動きに照らしてもより間違いない判断を自主的にできる力をつけること、それが道徳教育ではないか。

戦後の道徳教育の議論でも、科学的な学習と生活体験・生活指導を通しての学びとを基本にすえてきた。

### (2) 根本的には「道徳」教科化を撤回、廃止させる

「道徳」を教科にするというと賛成する市民もまだ多い。そういう人々に「特別の教科 道徳」の問題点を知らせ、教科化廃止を求める世論を大きくする。

### (3) 当面どうするか—教科書べったりの授業にしないために

こんな学習指導要領と教科書通りに道徳の授業が行われたら、子どもはどうなるのか、本当に心配。真実の学びにもとづき、生活のなかでおこった問題から考えあう本当の道徳性は育たない。

ただでさえ忙しいのに、教科書に忠実に型通りに教えて、子どもには発言させ、書かせて、それをもとに評価もしなければならないのでは、先生も大変。

実際、教科書の教材の読み取り、話し合い、感想を書くなどをすべての章についてやることは時間的にも不可能。学校、学年、学級で教材の取捨選択はどうしても必要になるのではないか。そのときに、教科書の中にも少数だが、平和・人権などを学べる教材もいくつか組みこまれているので\*、それを大事にしてとりあげることも大切。とにかく学校と教員にもっと教材の取捨選択の自由を認めて、子どもの実情にあわせた授業ができるようにすることがどうしても必要。

そのためには、学校・教員と保護者・市民の話し合いの場をつくり、教育をめぐる様々な問題についていろいろな意見を出しあい、問題意識を共有できる人々の輪をひろげ、教育委員会にも率直な声をあげていくことが大事。こうして教育全体のあり方を変える取り組みを進める。

こうした取り組みをきっかけにして、学校での子ども・教職員にもっと自由な空気、ゆとりと自由な時間をつくりたい。そして戦後教育の原点を思いおこし、何よりも子どもの成長発達のための教育への転換を。

\*光村図書5年・「同じで違う」／子どもの権利条約の差別禁止、意見表明権、教育を受ける権利の条文を掲げる

同6年・世界人権宣言から学ぼう／谷川俊太郎の口語訳全30条を全文掲載

同6年・私には夢がある／人種差別撤廃をめざすバス・ボイコット運動とキング牧師の活躍

光文書院3年・命どうたから／沖縄の慰霊の日に祖母と平和祈念公園に行き沖縄戦の話を聞く

同5年・一人の少女が世界を変える／ノーベル平和賞を受賞したパキスタンのマララさんの話

同6年・はばたけ折り鶴／原爆の子の像が建てられるきっかけとなった佐々木禎子さんの話

東京書籍4年・ふるさとを守った大イチョウ／東京大空襲で焼け残り火災をくい止めたイチョウの木の話

同6年・白旗の少女／沖縄戦末期、白旗を掲げて助かった少女が後に戦争体験を語り継ごうと決意す